

平成30年7月7日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(第1報)

国道10号竜ヶ水地区の通行止めについて（事前予告）

平成30年7月7日 22時00分

りゅうがみず

○国道10号竜ヶ水地区の異常気象時通行規制区間において、連続雨量が200mmに達するおそれがあります。200mmに達しますと、下記の区間において全面通行止めになります。今後の道路情報にご注意ください。

1. 通行規制のおそれのある区間

【国道10号】 あいら しげとみ 始良市重富から よしのちょういそ 鹿児島市吉野町磯までの間

(延長=11.3km)

※異常気象時通行規制区間とは

異常降雨時に土砂崩れなどの危険性がある区間に対して、雨量に基づく基準を設定し、これに基づいて通行止めを行う区間。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長 てらお こうたろう 寺尾 幸太郎

計画課長 みね きよたけ 峰 潔毅

TEL: 099-216-3111 (代表)

国道10号竜ヶ水地区の異常気象時通行規制区間



